

公 示

長野県医師会役員及び裁定委員の選任・選定に関する公示

公示日 令和元年5月21日
一般社団法人長野県医師会 選挙管理委員会

長野県医師会定款第19条及び第20条第2項の規定に基づき、来る6月15日(土)午後3時30分より長野市県町576ホテル国際21において、第210回定例代議員会を開催し、定款第33条、第34条第1項及び第51条の規定により、本会理事(会長、副会長、常務理事)、理事、監事並びに裁定委員の選任・選定を行います。(いずれも任期は、定款第32条第1項及び第52条第1項並びに同施行細則第46条の規定により、令和元年6月15日より令和3年度に関する定例代議員会終結の時までとなります。)

長野県医師会会員の中で役員等に立候補する者、もしくはその候補者を推薦しようとする者は、定款施行細則第24条、第27条及び第54条の規定に基づき、下記様式により公示日(5月21日(火))より6月5日(水)午後5時までの間に、選挙管理委員会宛に届け出てください。

記

- 候補者となる者、立候補届出書(様式1)に候補者推薦届出書(様式2-1又は2-2)を添付し提出してください。
- 候補者は、定款施行細則第29条に基づき、氏名、所信、写真を本会ホームページに掲載することができます。掲載を希望する場合は、指定した用紙にて6月5日(水)午後5時までに選挙管理委員会に申請してください。

今回選任・選定する役員並びに裁定委員の定数は次のとおりです。

理事(会長)	定数	1人
理事(副会長)	定数	2人
理事(常務理事)	定数	5人
理事	定数	7人
監事	定数	2人
裁定委員	定数	9人(裁定委員は、本会の役員、代議員及び予備代議員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない)

(様式1)

立候補届出書

私儀長野県医師会 候補者として立候補いたしますので、届け出いたします。

令和 年 月 日

立候補者氏名 印

住 所

所属郡市
医師会名

選挙管理委員会 殿

(注) 推薦書を必ず添付すること。

1/2

(様式2-1)

立候補者氏名

上記の者を長野県医師会 候補者として推薦いたします。

令和 年 月 日

代議員氏名	住 所	所属郡市医師会
印		
印		
印		
印		
印		

選挙管理委員会 殿

(注) 推薦人5名を超える場合は、本紙を複写して利用すること。

2/2

(様式2-2)

立候補者氏名

上記の者を長野県医師会 候補者として推薦いたします。

令和 年 月 日

会 員 氏 名	住 所	所属郡市医師会
印		
印		
印		
印		
印		
印		
印		
印		
印		
印		

選挙管理委員会 殿

(注) 推薦人10名を超える場合は、本紙を複写して利用すること。

2/2

※ これらの様式による届け出用紙は長野県医師会並びに各郡市医師会に備えてあります。

一般社団法人長野県医師会定款(抜粋)

第6章 役員等

(役員任期)

第32条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定例代議員会の終結の時までとする。

- 理事又は監事は、第29条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第33条 理事及び監事は、代議員会において別に定めるところにより、本会会員の中から、代議員会の決議によって選任する。

(会長、副会長及び常務理事等の選定)

第34条 会長、副会長及び常務理事は、代議員会の決議によって選定及び解職する。

- 総務理事は、理事会の決議によって選定及び解職する。

第8章 裁定委員会

(裁定委員の選任)

第51条 裁定委員は、本会会員の中から、代議員会において選任する。

(裁定委員の任期)

第52条 裁定委員の任期は、第32条第1項の規定を準用する。

- 任期の満了又は辞任により退任した裁定委員は、後任者が選任されるまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(裁定委員の兼職禁止)

第53条 裁定委員は、本会の役員、代議員及び予備代議員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

一般社団法人長野県医師会定款施行細則(抜粋)

第5章 役員選任

(選任期日の公示)

第23条 選挙管理委員会は、役員選任の期日を、その20日前までに、公示

(本会の会報へ掲載)しなければならない。

(立候補届出)

第24条 役員候補者となる者、代議員5名以上又は会員10人以上の推薦を受けて、その選任の期日の10日前までに、文書で、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

- 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(候補辞退)

第26条 候補者は、代議員会で当該選任の決議が行われるまでに、文書で選挙管理委員会に届け出て、候補者たることを辞退することができる。

(立候補届出書等の様式)

第27条 立候補届出書、候補者推薦届出書及び候補辞退届出書の様式は、別紙で定める。

(ホームページへの掲載)

第29条 候補者は、選挙管理委員会に対し、役員選任において、候補者の氏名、所信、写真を、本会ホームページに掲載するよう申し出ることができる。

- 前項の場合、候補者は、選挙管理委員会が指定した用紙を用いた掲載文及び写真を添えて、選挙管理委員会の指定する期日までに、文書で選挙管理委員会に申請しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の申請があったときは、掲載文及び写真を、本会ホームページ会員サイトに掲載する。

4 第1項の申し出がない場合であっても、選挙管理委員会は、候補者の氏名及び所属郡市医師会名を、本会ホームページに掲載することができる。

- 掲載の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

(品位保持)

第30条 候補者は、前条第2項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、善良な風俗を害し、その他品位を損なう文言を記載してはならない。

(役員任期の起算)

第46条 役員任期の起算は、その選任が行われた日からとする。

第8章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第54条 定款第50条の規定に基づく裁定委員の選任については、役員選任に関する規定を準用する。